

株 主 各 位

千葉県松戸市常盤平陣屋前3番地の21
株式会社新東京グループ
代表取締役社長 吉 野 勝 秀

第 8 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第 8 回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができます。事情ご勘案の上、議決権行使につきましては、可能な限り書面（郵送）による事前行使を後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、総会日直前の営業時間の終了時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年 8 月 28 日（金曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都台東区花川戸二丁目 6 番 5 号
台東区民会館 9 階特別会議室
3. 目的事項
報告事項 第 8 期（2019年 6 月 1 日から2020年 5 月 31 日まで）事業報告及び
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号 議 案 取締役 2 名選任の件
第 2 号 議 案 監査役 3 名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.mr-shintokyo.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が底堅く推移するなど、景気は緩やかな回復基調で推移しておりました。しかしながら、消費税率引き上げや自然災害などの影響をはじめ、米中通商問題の長期化や世界経済情勢の不確実性に加え、新型コロナウイルス感染拡大により、国内における消費活動が一気に冷え込み、景気は後退局面に入りました。

このような経済状況の中、当社グループの主要顧客となる建設業界においては、企業設備投資が増加し、緩やかな回復基調で推移していくことが見込まれますが、新型コロナウイルス感染症による景気減速が懸念される中で、先行き不透明な状況であります。また、物流や建築資材をはじめとした各種コストの上昇や採用難による人手不足などにより、依然として厳しい経営環境が続くものと思われます。

以上のような背景のもと、当事業年度における売上高は208,800千円（前年同期比5.2%）、営業利益は50,547千円（前年同期比22.2%減）、経常利益は36,443千円（前年同期比41.2%減）当期純利益は32,408千円（前年同期比54.8%増）となりました。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社の所要資金は自己資金、借入金により調達しております。当事業年度末の有利子負債残高は、177,320千円となりました。また、資金調達の多様化を図るべく、「株式会社新東京グループ第1回無担保社債」100,000千円を発行いたしました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第5期 (2017年5月期)	第6期 (2018年5月期)	第7期 (2019年5月期)	第8期 (当事業年度) (2020年5月期)
売上高(千円)	171,840	230,640	220,320	208,800
経常利益(千円)	5,828	64,826	61,949	36,443
当期純利益(千円)	5,538	63,006	20,929	32,408
1株当たり当期純利益(円)	1.12	12.72	4.35	6.74
総資産(千円)	2,064,360	1,960,251	1,880,045	810,216
純資産(千円)	520,517	534,189	555,118	587,527
1株当たり純資産額(円)	104.94	111.05	115.40	122.13

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社新東京開発	86,600千円	100%	環境プロデュース事業、 建設解体工事事業、その他事業
株式会社エコロジスタ	10,000	100	環境プロデュース事業
株式会社新東京エナジー	30,000	100	新エネルギー事業

(注) 「主要な事業内容」欄については、セグメントの名称を記載しております。

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社新東京開発	千葉県松戸市常盤平陣屋前 3番地の21	553,677千円	810,216千円

(4) 対処すべき課題

当社は、今後以下の通り事業課題に戦略的に取り組んでまいります。

1. 内部統制の取り組み

(i) 各種規程の整備及び運用

経営方針を明確にし、各種規程を整備し、それらを適切に周知・運用することで、不正・過誤の防止を図るとともに、正確な管理情報の提供、財産の保全、業務活動の改善に資する適切な内部統制システムを構築しております。

(ii) モニタリング強化

経営効率の向上及び経営の厳格化を図るべく、経営企画室を中心として内部監査規程に基づき、組織、業務及び財産の実態を監査しております。また、会計監査人及び監査役会と緊密に連携することで、その実効性をより強固なものにしております。

(1) 事業経営の有効性・効率性を高め、(2) 企業の財務報告の信頼性を確保し、(3) 事業経営に係わる法規の遵守を促し、(4) 資産の保全を図ることを目的として上記のような内部統制を構築しておりますが、今後、業容の拡大や経営環境に急務な変化が生じた場合にも迅速かつ適切に対応できるよう、内部統制の更なる強化に努めてまいります。

2. 営業基盤の強化

当社は営業利益及び経常利益目標の達成を果たし、更なる営業基盤の強化を図るために、以下の課題を徹底いたします。

(i) 営業統括部の組織強化

毎月の月次営業予算を確実にクリアするため、営業担当者の営業力強化を目的とした研修体制を構築してまいります。

(ii) 既存プラントの更なる効率化

シントウキョウマテリアルプラントにおける再資源化効率を更に高めることに注力してまいります。

3. 経営基盤の拡充

更なる企業価値の向上を目指すためにも、以下の通り経営基盤の拡充を図る必要があります。

(i) 数値的規模の拡大を目指し、売上高、営業利益及び経常利益目標の確保を図ります。そのために予算管理等（数値管理、進捗管理、管理システムの有効性向上）を徹底いたします。

(ii) 経営資源の重要要素である人材については、社員教育や研修制度の充実、コミュニケーションの活性化、適材適所での潜在能力の発揮等を推進し、1人あたりの生産性向上を図ります。

(iii)既存の事業基盤については、工場及び収集運搬のための車両・配車システムの構築、並びに安全管理を徹底のうえ、原価率低減に向けた創意工夫を推進いたします。

(iv)廃棄物の再資源化と環境負荷を軽減することを通じて積極的な社会貢献を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年5月31日現在)

当社は、グループ会社の株式を保有することにより、子会社の事業戦略の実行支援、事業活動の管理、経営資源の最適化等、グループ全体の統括業務を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年5月31日現在)

当	社	本社：千葉県松戸市
---	---	-----------

(7) 使用人の状況 (2020年5月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3名		51.7歳	7.6年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年5月31日現在)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	77,320千円
株式会社京葉銀行	100,000

(注) 上記の借入額は社債を含んでおります。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2020年5月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 18,000,000株

(2) 発行済株式の総数 4,810,500株
(自己株式149,500株を除く。)

(3) 株主数 21名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
吉 野 勝 秀	3,958,000株	82.28%
株 式 会 社 Y O S H I N O	142,000	2.95
本 清 鋼 材 株 式 会 社	104,000	2.16
渡 部 和 仁	104,000	2.16
株 式 会 社 玉 川 工 産	80,000	1.66
モ ー シ ョ ン 株 式 会 社	70,300	1.46
澤 希 運 輸 有 限 会 社	70,000	1.46
林 伸 孝	40,000	0.83
渡 部 潤 也	40,000	0.83
柏 信 コ ー ポ レ ー シ ョ ン 株 式 会 社	34,000	0.71
渡 邊 明 週	34,000	0.71
若 杉 秀 代	34,000	0.71

(注) 当社は、自己株を149,500株保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年5月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉 野 勝 秀	株式会社シントウキョウエージェント代表取締役社長
取締役	小野澤 歩	管理部長
取締役	千 葉 康 一	株式会社エコロジスタ代表取締役社長
監査役	渡 部 和 仁	有限会社WCP代表取締役 株式会社クラスター会計代表取締役
監査役	渡 邊 勉	株式会社エコロジスタ監査役 渡邊社会保険労務士・行政書士事務所代表
監査役	五十島 滋 夫	五十島公認会計士事務所代表 株式会社アクセル社外取締役（監査等委員） 株式会社新東京開発監査役 T I S 税理士法人代表社員

- （注） 1. 監査役渡部和仁氏及び監査役五十島滋夫氏の両氏は、社外監査役であります。
 2. 監査役五十島滋夫氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役	3 名	50百万円
監査役 （うち社外監査役）	4 (2)	6 (4)
合計 （うち社外役員）	7 (2)	56 (4)

- （注） 1. 2013年8月23日開催の定時株主総会決議による取締役の報酬等の年額は120百万円以内であり、監査役の報酬等の年額は12百万円以内であります。
 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 当事業年度末現在の取締役の人数は3名、監査役の人数は3名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役渡部和仁氏は、有限会社WCPの代表取締役及び株式会社クラスター会計代表取締役であります。なお、当社とそれ以外の各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役五十島滋夫氏は、五十島公認会計士事務所代表及びTIS税理士法人代表社員、株式会社アクセル社外取締役（監査等委員）並びに太洋物産株式会社の社外取締役であります。また、株式会社新東京開発の監査役であります。株式会社新東京開発は当社の子会社であります。なお、当社とそれ以外の各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
監査役 渡 部 和 仁	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席いたしました。また、開催された監査役会15回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 五十島 滋 夫	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席いたしました。また、開催された監査役会15回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

HLB Meisei有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払金額
当社の会計監査人としての報酬等の額	12百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。なお、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に対して支払った対価はありません。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合に、監査役会は監査役全員の同意によって解任いたします。その場合、同条第3項に従い、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

なお、上記の場合のほか、会計監査人による適正な業務の遂行が困難であると認められる場合、当社は監査役会の同意を得て、若しくは監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正性を確保するために、以下のとおり体制を整備する。

① 当社の役員および従業員の職務の遂行が法令および定款に適合することを確保する為の体制

イ) 当社は、法令・定款および社会規範を遵守する為の「企業倫理規程」を制定し、全社に周知・徹底する。

ロ) 当社の役員、従業員に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

ハ) 当社は、内部通報制度を設け、当社の従業員が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

ホ) 当社は、「健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。」ことを宣し、当社は、これに基づき、毅然とした態度で臨むものとする。

② 当社の取締役の職務の遂行に関わる情報の保存および管理に係る体制

イ) 取締役の職務の遂行に関わる情報については、法令および「文書管理規程」等に基づき、適切に保管および管理を行う。

ロ) 取締役および監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とする。

③ 当社の損失における危険の管理に関する規定その他の体制

イ) 当社の「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する適切な評価・管理体制を構築する。

ロ) 当社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

ハ) 当社は、危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。

④ 当社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、その規模や業態等に応じて、必要により、以下の経営管理システムを用いて、取締役等の職務の執行の効率化を図る。

イ) 取締役会の意思決定機能および業務監督機能と、各取締役の業務執行機能を分離する。

ロ) 「取締役会規程」、「組織・業務分掌規程」および「職務権限規程」を定め、取締役の職務および権限、責任の明確化を図る。

ハ) 取締役会を毎月 1 回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

⑤ 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制

- イ) 取締役会は、当会社の経営計画を決議し、管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
- ロ) 内部監査部門は、当会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ハ) 経営企画室を関係会社担当部署とし、「関係会社管理規程」に基づき関係会社の管理を行う。
- ⑥ 当会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当会社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項および当該従業員の当会社の取締役からの独立性ならびに当会社の監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項。
- イ) 当会社は、監査役・監査役会の職務を補助する監査役会事務局を置き、同事務局に属する従業員は、専ら監査役・監査役会の指示に従って、その職務を補助する。
- ロ) 当会社の監査役・監査役会は、その職務の必要に応じて、管理部および内部監査部門に属する従業員を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができる。(以下、イ)の従業員と合わせて監査職務補助者という。)
- ハ) 当会社の取締役は、監査職務補助者に対して、監査役・監査役会の指揮命令に従うことを指示するとともに、当該監査職務補助者がその指示を受けた職務を遂行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならない。
- ニ) 監査職務補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、当会社の取締役はあらかじめ監査役会あるいはその者を監査職務補助者に指名した監査役に相談することを要する。
- ホ) 当会社の取締役は、上記イ)ないしニ)の具体的な運用の細目を監査役会と協議して定め、各項目の内容と合わせて当会社内に公表することを要する。
- ⑦ 当会社の取締役等および従業員が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制
- イ) 当会社の取締役等は、当会社に関する以下に例示する事項等を監査役会に報告する。ただし、常勤監査役あるいはその指名を受けた監査役が出席した会議等については、この報告を省略することができる。
- a 経営会議で審議された重要な事項
 - b 業務報告会等で報告された重要な事項
 - c 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - d 内部監査に関する重要な事項
 - e 重大な法令・定款違反に関する事項

f その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項

- ロ) 当社の取締役等および従業員は、上記イ) の c、e および f に関する重要な事実を発見した場合は、①のニ) のコンプライアンス・リスク管理に関する連絡窓口を通じ、もしくは監査役に直接報告できるものとする。
 - ハ) 上記 ロ) に基づき報告を行った取締役等および従業員が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁じるものとする。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- イ) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - ロ) 監査役が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
 - ロ) 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - ハ) 監査役は、会計監査人および内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 - ニ) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ) 信頼性のある財務報告の作成および内部統制が有効に機能するための体制を構築する。
 - ロ) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備および運用を行う。
 - ハ) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
 - ニ) 内部監査部門は、当社の財務報告に係る内部統制について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門および被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。

⑪ 反社会的勢力の排除に向けた体制

- イ) 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力対応規程」を定め、当社の役員、従業員に周知徹底する。
- ロ) 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 当該体制の運用状況

① コンプライアンスについて

当社の取締役及び従業員が法令や定款及び社会通念に沿った行動を行うよう、会議等において適宜コンプライアンス情報を周知させ、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

② リスク管理について

当社は各種のリスクに対応した協議を行うなど、リスク管理の強化に取り組んでいます。

③ 内部監査について

内部監査室が社内の内部監査を行い、内部監査報告書を作成し、その結果を取締役、監査役に報告することにより、当社の問題点等を協議し解決を図っています。

貸 借 対 照 表

(2020年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	208,387	流 動 負 債	60,566
現 金 及 び 預 金	81,370	1年内返済予定の長期借入金	16,080
前 払 費 用	1,925	未 払 金	1,056
立 替 金	30,501	未 払 費 用	7,764
関係会社短期貸付金	73,000	未 払 法 人 税 等	10,124
未 収 入 金	21,590	預 り 金	7,827
固 定 資 産	601,828	未 払 消 費 税 等	17,342
有 形 固 定 資 産	1,633	そ の 他	370
建 物 及 び 構 築 物	517	固 定 負 債	162,121
リ ー ス 資 産	1,116	社 債	100,000
投資その他の資産	600,194	長 期 借 入 金	61,240
関 係 会 社 株 式	583,677	そ の 他	881
差 入 保 証 金	168	負 債 合 計	222,688
敷 金	11,138	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	5,210	株 主 資 本	587,527
資 産 合 計	810,216	資 本 金	86,600
		資 本 剰 余 金	467,077
		資 本 準 備 金	75,600
		その他資本剰余金	391,477
		利 益 剰 余 金	83,185
		その他利益剰余金	83,185
		繰越利益剰余金	83,185
		自 己 株 式	△49,335
		純 資 産 合 計	587,527
		負 債 純 資 産 合 計	810,216

損 益 計 算 書

(2019年6月1日から
2020年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		208,800
売 上 総 利 益		208,800
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		158,252
営 業 利 益		50,547
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9,842	
そ の 他	0	9,842
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,381	
社 債 利 息	206	
支 払 手 数 料	11,121	
そ の 他	237	23,946
経 常 利 益		36,443
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	11,599	11,599
税 引 前 当 期 純 利 益		48,042
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	15,634	15,634
当 期 純 利 益		32,408

株主資本等変動計算書

(2019年6月1日から)
(2020年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計			
					繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	86,600	75,600	391,477	467,077	50,776	50,776	△49,335	555,118	555,118
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益					32,408	32,408		32,408	32,408
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計					32,408	32,408		32,408	32,408
当 期 末 残 高	86,600	75,600	391,477	467,077	83,185	83,185	△49,335	587,527	587,527

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）は定額法、それ以外については定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を適用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15年

(3) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

861千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する短期金銭債権

30,501千円

関係会社に対する短期金銭債務

一千円

(3) 債務保証

下記の会社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。

(株)新東京開発 524,165千円

(株)エコロジスタ 200,000千円

(株)シントウキョウグロースキャピタル 1,167,235千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高

208,800千円

その他の営業外取引高

9,842千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	4,960,000株	一株	一株	4,960,000株

(2) 自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	149,500株	一株	一株	149,500株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に照らして、事業に必要な資金を主に金融機関借入により調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産により運用しております。デリバティブは、需要に伴う取引に限定して実施し、投機的な取引は一切行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、差入保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

関係会社株式は、業務上の関係を有する企業の株式であります。関係会社株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減に努めております。

関係会社短期貸付金、関係会社長期貸付金は、関係会社に対する貸付金であります。これらは貸付利率と新たに貸付ける場合の利率に重要な変動がないため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

借入金は運転資金及び設備資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。これらは、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社では適時に資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2をご参照ください。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	81,370	81,370	—
(2) 関係会社長期貸付金 (1年以内含む)	73,000	73,000	—
資産計	154,370	154,370	—
(1) 未払金	1,056	1,056	—
(2) 社債	100,000	100,092	92
(3) 長期借入金 (1年以内含む)	77,320	77,565	245
負債計	178,376	178,714	337

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 関係会社長期貸付金(1年以内含む)

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 社債、(3) 長期借入金（1年内含む）

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	583,677
差入保証金	168
敷金	11,138

関係会社株式、敷金及び差入保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記算定対象には含めておりません。

6. 税効果会計に関する注記

該当事項はありません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 新 東 京 開 発	直接100%	役員の兼任 業務受託 債務保証 債務被保証	業務受託	115,200	—	—
				資 金 の 回 収	250,000	—	—
					657,712	—	—
				利息の受取	8,543	—	—
				事 業 協 力 金 の受入	1,100	—	—
				債務保証	524,165	—	—
				債務被保証	77,320	—	—
	株式会社 エコロジスタ	直接100%	役員の兼任 業務受託 債務保証	業務受託	92,400	—	—
				資 金 の 回 収	50,000	—	—
					54,032	—	—
				利息の受取	857	—	—
				債務保証	200,000	—	—
	株式会社 新東京エナジー	直接100%	業務受託	業務受託	1,200	—	—
				資金の回収	51,304	—	—
				利息の受取	440	—	—
				事 業 協 力 金 の支払	—	立替金	30,128
	株式会社 シントキョウグロスキャピタル	直接100%	事業協力 債務保証	敷金の差入	3,301	敷金	3,301
				地代家賃の 支払	1,500	—	—
				債務保証	1,167,235	—	—
	株式会社 新東京ソイルゲート	直接100%	事業協力	事 業 協 力 金 の支払	372	立替金	372
	株式会社 グリーンシステムズ	直接100%	資金の融資 債務被保証	資金の回収	2,000	関係会社 短期貸付金	73,000
				債務被保証	77,320	—	—

(注) 上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 業務受託料については、業務の内容を勘案して決定しております。
2. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 事業協力金については、業務内容を勘案して、協議のうえで決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	122円13銭
(2) 1株当たり当期純利益	6円74銭

9. 重要な後発事象

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月7日

株式会社新東京グループ
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 和 輝 ⑨
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉 田 隆 伸 ⑨

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社新東京グループの2019年6月1日から2020年5月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年6月1日から2020年5月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月7日

株式会社新東京グループ 監査役会
常 勤 監 査 役 渡 部 和 仁 ⑨
社 外 監 査 役 渡 邊 勉 ⑨
監 査 役 五十島 滋 夫 ⑨
社 外 監 査 役

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役2名選任の件

取締役吉野勝秀氏及び小野澤歩氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
1	よし の かつ ひで 吉 野 勝 秀 (1968年4月27日)	1992年7月 株式会社新東京開発設立 代表取締役社長就任 2006年10月 株式会社シントウキョウエージェンツ 代表取締役社長就任(現任) 2009年9月 株式会社エコロジスタ設立 代表取締役社長就任 2012年6月 当社代表取締役社長就任(現任)	3,958,000株
2	お の ざ わ あゆみ 小野澤 歩 (1976年6月27日)	2000年3月 株式会社丸豊入社 2009年2月 株式会社新東京開発入社 2012年8月 当社取締役管理部長就任(現任) 2018年8月 株式会社新東京トレーディング代表 取締役就任	一株

- (注) 1. 取締役候補者の吉野勝秀氏は、株式会社シントウキョウエージェンツの代表取締役社長を兼職しております。また、当社と兼職先とは取引関係はありません。
2. 取締役候補者吉野勝秀氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 取締役候補者の小野澤歩氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役渡部和仁氏、監査役渡邊勉氏及び監査役五十島滋夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
1	い ずみ ひで き 和 泉 秀 樹 (1972年11月21日)	1993年4月 株式会社富士薬品入社 1997年9月 株式会社クレディセゾン入社 2000年3月 株式会社インボイス入社 2006年10月 株式会社アヴェンテ入社 2010年10月 Air Style株式会社設立 代表取締役就任（現任） 2012年7月 株式会社SERENDIPITY設立 代表取締役就任（現任）	一株
2	せき はら たつ や 関 原 竜 也 (1974年7月12日)	1998年8月 司法書士篠塚事務所入所 2000年12月 司法書士天川合同事務所入所 2011年1月 オフィスランディック株式会社入社 2015年9月 トゥーライフ合同会社設立 代表社員就任（現任）	一株
3	た なか だい すけ 田 中 大 輔 (1977年6月29日)	2000年4月 田中信行司法書士事務所入所 2017年9月 司法書士リアライズ法務事務所開設 (現任) 2018年4月 株式会社ページワン・ネオ・バンク社 外取締役就任（現任）	一株

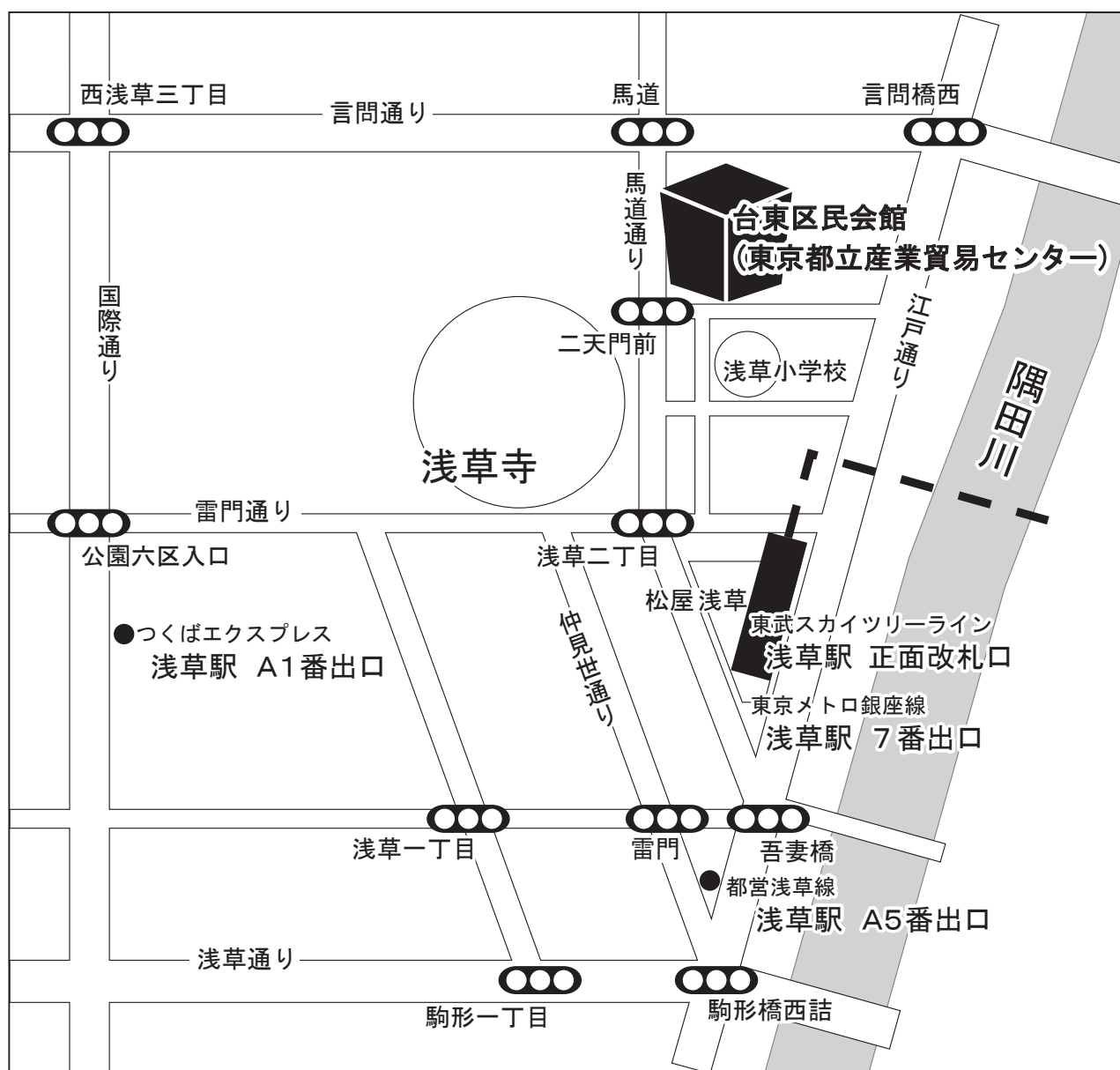
- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者和泉秀樹氏、関原竜也氏及び田中大輔氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。
3. 監査役候補者和泉秀樹氏、関原竜也氏及び田中大輔氏は社外監査役候補者であります。
4. 和泉秀樹氏につきましては、これまでの企業経営を通じて培った豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 関原竜也氏につきましては、司法書士の資格を有しており、企業法務全般に関する豊富な経験と専門知識を取締役の業務執行に対する監督においてその経験を活かしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。
6. 田中大輔氏につきましては、司法書士、行政書士の資格を有しており、企業法務全般に関する豊富な経験と専門知識を取締役の業務執行に対する監督においてその経験を活かしていただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。
7. 監査役候補者和泉秀樹氏、関原竜也氏及び田中大輔氏の各氏は、現在及び過去5年以内に、当社及び当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。また、各氏は、当社及び当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

以 上

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場 東京都台東区花川戸二丁目6番5号
(東京都立産業貿易センター台東館)
台東区民会館 9階特別会議室
電話 03-3843-5391



交通 東京メトロ銀座線「浅草駅」 7番出口 徒歩5分
東武スカイツリーライン「浅草駅」 正面改札口 徒歩5分
都営浅草線「浅草駅」 A5番出口 徒歩8分
つくばエクスプレス「浅草駅」 A1番出口 徒歩9分